

調査報告

同一都道府県内における「子ども食堂」の偏在および開催形態の違いについて—広島県をモデルとして

江原 朗

要旨：【背景】子どもたちの見守りの拠点として「子ども食堂」が注目されている。子ども食堂の数は都道府県間の偏在が問題になっているが、同一都道府県内の偏在については十分な知見がない。そこで広島県をモデルに、同一都道府県内の子ども食堂の偏在および開催形態の違いを明らかにした。【方法】ひろしまこども夢財団の子ども食堂のリストを基に、市町村の人口規模による子ども食堂の偏在や開催頻度、利用料金、定員の違いを解析した。【結果】人口当たり子ども食堂の数は、大都市で多く、郡部で少なかった。一方、開催頻度や、利用料金および定員には人口規模による差がなかった。【結論】子ども食堂の偏在は、都道府県間と同様に広島県内でも認められた。

キーワード：子ども食堂、児童虐待、見守り、広島県

はじめに

児童相談所が対応した児童虐待件数は、過去10年で10倍以上に激増しており¹⁾、広島県内においても10年で倍増している²⁾。こうした虐待の早期発見の主体として、乳幼児の場合には乳幼児健診³⁾、児童・生徒の場合には学校や地域の役割が注目されている⁴⁾。

地域社会における児童・生徒の見守りの担い手としては、「子ども食堂」が脚光を浴びている⁴⁾。子ども食堂とは、無料または低額で食事を提供する活動で、子ども1人でも参加が可能とされ、その多くは公民館や集会所等を利用して民間のボランティアにより運営されている。

子ども食堂はここ10年で急速に増えており、2021年末に全国で6,000か所を超えている⁵⁾が、人口10万人当たりの数は都道府県間のばらつきがあり、最多の沖縄県(16.22か所/10万人)と最少の富山県(2.29か所/10万人)と

の間では7.08倍の開きがある。また、隣接する県同士であっても、滋賀県/岐阜県では4.00倍、鳥取県/島根県では3.29倍の差が見られる⁶⁾。

一方、大都市から過疎地までさまざまな人口規模の市町村が存在するため、同一都道府県内であっても、子ども食堂が偏在する可能性がある。そこで、大都市、中小都市、郡部といった人口規模の異なる市町村があり、“日本の縮図”とも言える広島県⁷⁾をモデルとして、県内市町村の人口規模別に子ども食堂の偏在や開催形態の違いについて解析を行った。

I. 方法

子ども食堂の公的な定義は存在せず、施設基準もなく、開催に当たって行政による許認可も必要ではない。このため広島県内には子ども食堂のリストを公開している団体が2か所存在するが^{8,9)}、掲載数に違いが見られる。今回は、広島県が全額出資しており、事務局も広島県庁内に所在する(公財)ひろしまこども夢財団のホームページに掲載された「子ども食堂」のリスト⁸⁾を解析の対象とした。資料の引用は、2022年

えはら・あきら：広島国際大学健康科学部医療経営学科教授

表1 広島県内の市町村における人口当たりの子ども食堂の数
(自治体区分別, 2022年2月2日現在)

自治体区分	人口(全年齢層) (2021年1月) ⁷⁾	子ども食堂	子ども食堂/ 人口10万
政令指定都市(1市)	1,194,817	36	3.01
中核市(1市)	466,863	8	1.71
旧施行時特例市(1市)	217,690	2	0.92
その他の小規模な市(11市)	757,948	18	2.37
郡部(9町)	175,159	1	0.57
県全域(23市町)	2,812,477	65	2.31

- ・2022年2月2日現在, 子ども食堂は61か所であった[そのうち, 休止中の2施設(政令指定都市1か所, その他の市1か所)を除いた].
- ・地域, 時間帯が複数存在する子ども食堂6か所(政令指定都市5か所, 旧施行時特例市1か所)はそれぞれの開催形態ごとに1か所と扱った. 一方, 複数の開催日があっても, 時間帯が同一である場合には1か所として解析した.
- ・この結果, 解析対象とした子ども食堂の数は, 延べ65(=61-2+6)か所である.
- ・中核市, 施行時特例市の人口は20万人以上である¹⁰⁾. 本研究における旧施行時特例市は2016年4月に中核市に移行した.
- ・下線は(子ども食堂の数/人口10万)の値が県全域の値を上回る自治体区分を示す.
- ・子ども食堂の資料の出典が異なるので, 人口10万人当たりの子ども食堂の数は文献5, 6との単純比較はできない.

2月2日に行った.

調査項目は, 子ども食堂が開催される市町村の人口規模による自治体区分, 開催の頻度, 利用料金, 定員とした. 年齢区分による利用料金については, 各食堂によってばらつきがあるため, 子ども料金は「学区区分で中学生以下, または, 年齢区分で子どもとした場合の各食堂の最高額」とした. また, 大人料金は「大人, または, 高齢者の各食堂の最高額」とした. 自治体区分は, 人口規模別に政令指定都市(広島市1市), 中核市(福山市1市), 旧施行時特例市(2016年に中核市に移行, 呉市1市), その他の小規模な市(11市), 郡部(9町)とした. なお, 中核市, 施行時特例市の人口規模は20万人以上とされている¹⁰⁾.

なお, 本研究においては個人情報扱わず, 公開された資料のみを使用した. しかし, 「広島国際大学人を対象とする医学系研究倫理委員会」に諮り, 本研究対象は倫理審査を必要としないとの判断を受けた(承認番号: 倫21-024, 2021年11月22日).

II. 結果

表1に人口(全年齢層)に対する子ども食堂の数を人口規模による自治体区分別に示す.

人口10万人⁷⁾当たりの子ども食堂の数は, 県全域では2.31であったが, 政令指定都市3.01, 中核市1.71, 旧施行時特例市0.92, その他の小規模な市2.37, 郡部0.57であった.

表2に各子ども食堂における4週当たりの開催日数を示す. 中央値は, 県全域, 政令指定都市, その他の小規模な市ともに1日/4週であった. 一方, 政令指定都市では4週当たり20日ないしは28日開催する子ども食堂が3か所存在した.

表3に各子ども食堂の子ども料金を示す. 最高額は300円, 中央値は県全域, 政令指定都市, その他の小規模な市ともに100円であった. 中核市については中央値が50円であった.

表4に各子ども食堂の大人料金の分布を示す. 最高額は500円, 中央値は県全域, 政令指定都市, 中核市, その他の小規模な市ともに300

表2 各子ども食堂における4週当たりの開催日数
(記載のあった59か所を解析)

4週当たりの開催日数	政令指定都市	中核市	旧施行時特例市	その他の小規模な市	郡部	県全域
1	<u>20</u>	2		<u>14</u>	1	<u>37</u>
2	5	<u>3</u>	1	<u>2</u>		<u>11</u>
4	3	<u>2</u>				5
8			1	1		2
12				1		1
20	1					1
28	2					2
合計	31	7	2	18	1	59

- ・各数値は子ども食堂の数を表す。
- ・下線は中央値を示す。子ども食堂の数が1ないし2の旧施行時特例市、郡部の中央値は少数であるために示していない。

表3 各子ども食堂における子ども料金
(記載のあった65か所を解析)

料金(円)	政令指定都市	中核市	旧施行時特例市	その他の小規模な市	郡部	県全域
0	17	4	1	6		28
100	<u>15</u>	4		<u>11</u>		<u>30</u>
200	3					3
300	1		1	1	1	4
合計	36	8	2	18	1	65

- ・各数値は子ども食堂の数を表す。
- ・子ども食堂ごとに料金の学齢・年齢区分がばらばらであるため、料金は「中学生以下または子ども」の各食堂における最高額を記載した。
- ・下線は中央値を示す。子ども食堂の数が1ないし2の旧施行時特例市、郡部の中央値は少数であるために示していない。
- ・中核市は0円が4か所、100円が4か所であるため、中央値は50円となる。

円であった。

表5に各子ども食堂の定員を示す。旧施行時特例市、郡部では定員の記載がある食堂はなかった。県全域の最大値は110人であった。中央値は、県全域や政令指定都市では20人、その他の小規模な市では30人であった。90パーセンタイル値は、県全域、その他の小規模な市では70人であったが、政令指定都市では60人であった。

III. 考 察

今回の広島県における研究の結果、人口に対する子ども食堂の数が大都市（政令指定都市）

で最も多く、その他の小規模な市が次ぐことが明らかになった。市町村の規模によって、人口に対する子ども食堂の数に差が生じる理由は不明である。しかし、大都市（政令指定都市）では大学等も多く、ボランティアに参加できる学生が多いことも一因であるかもしれない。また、その他の小規模な市で人口に対する子ども食堂の数が多き理由としては、分母となる人口が少ないために相対的に大きな値を示した可能性もある。

一方、郡部（町）では、人口に対する子ども食堂の数が少ないことが判明した。運営に携わる人材が少なく、子ども食堂の開催が難しいと

表4 各子ども食堂における大人料金
(記載のあった59か所を解析)

料金(円)	政令指定都市	中核市	旧施行時特例市	その他の小規模な市	郡部	県全域
0	4	1	1	2		8
100	1			1		2
200	5	1		4		10
300	<u>16</u>	<u>5</u>		<u>8</u>	1	<u>30</u>
400	3		1	1		5
500	2			2		4
合計	31	7	2	18	1	59

- ・各数値は子ども食堂の数を表す。
- ・子ども食堂ごとに大人の区分がばらばらであるため、料金は「大人・高齢者」の各食堂における最高額を記載した。
- ・下線は中央値を示す。子ども食堂の数が1ないし2の旧施行時特例市、郡部の中央値は少数であるために示していない。

思われる。しかし、お互いの顔が見える過疎地の特性を活かし、子ども食堂以外の相互支援機能が働いている可能性も否定できない。

なお、子ども食堂の目的として、虐待予防が論じられることが多いが、必ずしも貧困や劣悪な家庭環境からの救済が主たる目的ではなさそうである。虐待・暴力を受けている子どもや孤立している子どもが参加していると考えられる子ども食堂の割合は2割を下回っているとの報告もある¹¹⁾。もちろん、今回の解析においても、政令指定都市には、20日/4週以上開催され、ハイリスクの子どもたちを見守る子ども食堂は存在する。しかし、子ども食堂の開催の頻度や参加する子どもたちの内訳を見ると、多くの子ども食堂は食物補給による栄養状態やハイリスクの子どもの把握ではなく、家庭や学校以外の第3の居場所を提供することが主たる目的となっているように思われる。

また、今回の解析では子ども食堂の開催形態(開催頻度、利用料金、定員など)は、市町村の人口規模により大きな差を認めなかった。早期から開催していた子ども食堂を参考として新たな子ども食堂が運営を始めたためではないかと思われる。

もちろん、広島県の解析結果から全国の都道

表5 各子ども食堂の定員
(記載のあった28か所を解析)

定員(人)	政令指定都市	中核市	その他の小規模な市	県全域
4			1	1
10	2		2	4
14	1			1
15	2	1	1	4
20	<u>3</u>		1	<u>4</u>
30	2		1	3
35			1	1
40	2		1	2
50	1		2	3
60	<u>2</u>			2
70			<u>1</u>	<u>1</u>
100			1	1
110	1			1
合計	16	1	11	28

- ・各数値は子ども食堂の数を表す。
- ・下線は中央値、2重下線は90パーセンタイル値を示す。
- ・中核市は1か所であるため、中央値、90パーセンタイル値は示していない。

府県内の子ども食堂の偏在やそれに伴う開催形態を一律に推定することはできない。しかし、全国的に都市部では子ども食堂の活動が盛んであると考えても間違いはないだろう。今後は、過疎地でいかに子どもの見守りを確保するかが課題の1つであると思われる。

地域における児童・生徒の見守りは、自治体の実情に合わせて体制を構築する必要がある。子ども食堂についても、市町村の人口規模やその他の要因から開催が可能であるか否かを見極め、開催が不可能と判断されれば、ほかの見守りの手段を模索すべきであろう。

子どもたちの健全な成長を目指すには、地域における見守りが欠かせない。官民が協力し、健やかな子どもたちの育成を目指すことが望まれる。

研究の限界

本研究には以下の限界がある。

- (1) 子ども食堂は定義や施設基準が存在せず、

行政による許認可も必要としない。

広島県内には、子ども食堂のリストを公開している団体が2か所存在するが^{8,9)}、子ども食堂の定義が存在しないため、ホームページの掲載数にも違いが見られる。今回は、広島県が全額出資し、かつ、広島県庁内に事務局が所在する(公財)ひろしまこども夢財団⁸⁾のリストを使用した。解析により全体像を把握できたかどうかは不明である。また、資料の入手先が異なるため、各都道府県の子どもの食堂に関する数値^{5,6)}と本研究の数値とを単純に比較することはできない。

(2) 資料の引用が、COVID-19による「まん延防止等重点措置の適用」下の2022年2月2日になされたため、子ども食堂の開催に支障が出ていた可能性を否定できない。しかし、「まん延防止等重点措置」の適用前の2021年12月14日と適用下の2022年2月2日に(公財)ひろしまこども夢財団⁸⁾のホームページに掲載された子ども食堂数の差は2か所(実数)にすぎない。したがって、「まん延防止等重点措置」の適用が子ども食堂の数に大きな影響を与えた可能性は低い。なお、こうした措置の適用下では、対面の食事提供からテイクアウト方式へと方法を変更して活動を継続している子ども食堂が複数存在している。

謝辞：子ども食堂の見学にご配慮いただきました(公財)ひろしまこども夢財団の皆様、夕焼けほっほ食堂の皆様へ感謝申し上げます。また、ご意見をいただきました埼玉県職員多田道之氏に深謝いたします。

なお、本研究は文部科学省特色ある共同研究拠点の整備の推進事業JPMXP0619217850の助成を受けたものです。

[COI開示] 本論文に関して筆者に開示すべきCOI状態はない

文 献

- 1) 厚生労働省：福祉行政報告例，平成22年度～令和2年

度。 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&cycle_facet=cycle (2022年1月25日閲覧)

- 2) 広島県こども家庭課：児童虐待相談等の状況について，令和3年6月24日。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/441498.pdf> (2022年1月27日閲覧)
- 3) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知)」，子母発0720第1号，平成30年7月20日。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000336010.pdf> (2022年1月25日閲覧)
- 4) 内閣府：第3章第3節 子供・若者の被害防止・保護，令和3年版 子供・若者白書。 https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s3_3.html (2022年1月25日閲覧)
- 5) NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ：こども食堂について。 <https://musubie.org/kodomosyokudo/> (2022年1月3日閲覧)
- 6) NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ：(資料2) 都道府県別箇所数・充足率(校区実施率)等一覧。 <https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2021/12/baec3e96d94fcd591e3650248dcef834.pdf> (2022年1月22日閲覧)
- 7) 広島県：市町の基本情報一覧。広島県内市町の住民基本台帳人口・世帯数(R3.1.1現在)。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/1269389071117.html> (2022年2月26日閲覧)
- 8) 公益財団法人ひろしまこども夢財団：イクちゃんこども食堂ネットワーク。 <https://www.ikuchan.or.jp/kodomo.html> (2022年2月2日閲覧)。なお、2022年7月23日現在は <https://kodomoshokudou.wixsite.com/ikuchan/blank-6> に変更となっている
- 9) NPO法人広島こども食堂支援センター：広島県内のこども食堂。 <https://hsbacyard2.wixsite.com/home/network> (2022年2月26日閲覧)
- 10) 総務省：中核市・施行時特例市。 <https://www.soumu.go.jp/cyukaku/> (2022年2月11日閲覧)
- 11) NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ：第1回全国こども食堂実態調査結果集計結果。2022年1月31日。 <https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/a7043c68eccf433117d7c6238c32ac0e.pdf> (2022年4月8日閲覧)

受付日 2022年2月28日

連絡先 〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36
広島国際大学健康科学部医療経営学科
江原 朗